

寺内排水機場保守点検委託

仕 様 書

豊中市 都市基盤部 基盤保全課

(概 要)

本仕様書は寺内排水機場保守点検委託における設備の保守点検を受託する場合における受注者の業務事項を定めるものである。

(委託業務の内容及び場所)

内容：各種機器の保守点検運転

各種監視点検事項の記録書作成

遠隔監視通報システムの作動確認

天井クレーン年次点検

保守点検は月例点検 9 回、年次点検 1 回とし、時期は市担当者の指示による。

場所：豊中市東寺内町 5 番先

(報告書の整理)

受注者は定められた報告書を常に整理し、業務事項を明らかにしておかなければならない。

(保守点検等)

受注者は排水機場の機能を常に発揮できる状態に機器類の点検を行うものとする。

遠隔監視通報システムは、システムの表示確認とする。

天井クレーン年次点検（荷重試験を含む）

天井クレーンの動作確認等を実施する際は、作業前点検等を実施し、点検結果を記録すること。

(故障及び修理)

受注者は、機器類の点検に際し、発生又は発見した故障について、発生箇所、状況及び処置について市に遅滞なく連絡すると共に報告書を提出しなければならない。

受注者は、点検などに要する工具類、消耗品および蓄電池用溶液を負担し、潤滑油類は、市にて用意するが機関潤滑油入れ替えは受注者にて行うこと。

(危険物についての注意)

電気の充電部、計器類の回転部分、燃料潤滑油などの油脂類機関排気管などの高温部分については作業管理上、十分注意して危険の及ぶことのないように注意しなければならない。

(保守点検の概要)

受注者は下記のとおり月例及び年次点検を行うものとし、機器の異状の有無を点検し、排水作業に支障のないように努めるとともに、その状況を記録しなければならない。

保守点検の概要は次の通り

(1) 月例点検

- (イ) ポンプ室兼雨水貯留槽内点検
- (ロ) 雨水貯留槽の浮遊物の除去及び清掃
- (ハ) 各設備機器の運転状況確認
- (ニ) 各設備機器の絶縁等測定（発電機は除く）
- (ホ) 電気設備定期点検
- (ヘ) 設備機器運転点検
- (ト) 遠隔監視通報システム作動確認
- (チ) その他必要と思われるもの

(2) 年次点検

- (イ) 月例点検
 - (ロ) ポンプ引上げ点検
- ※発電機の年次点検は別途契約内で行うため不要

[主要設備機器]

- | | | |
|--|------------------|-----|
| 1. 主ポンプ（排水用） | CP3170.180MT-443 | |
| 着脱式水中モーターポンプ | | 3 台 |
| (φ200×5.0m ³ /min×12m×18.5kW) | | |
| 2. 手動仕切弁 | φ200 | 3 台 |
| 3. スイング逆止弁 | | 3 台 |
| 4. 自家発電機 | 6B105T-GL | 1 台 |
| 自家発電機用ディーゼルエンジン | | |
| AP115C | ヤンマーディーゼル | |
| 5. エンジン用燃料タンク | | 1 基 |
| A重油 | 390リットル入り | |
| 6. エンジン始動用蓄電池 | 12V 24Ah | 1 個 |
| 7. 制御用蓄電池 | 12V 24Ah | 1 個 |
| 8. フリクトレベルスイッチ及び電極 | | 6 個 |
| 9. 天井クレーン | | 1 基 |
| 10. 制御盤 | (株) 高岳製作所 | 1 式 |

(その他)

受注者は点検結果を点検毎にまとめ定められた書式により報告書を作成し、市担当者に提出しなければならない。

尚、緊急を要するものは遅滞なく連絡するとともに、市担当者と協議の上、応急対策を実施するものとする。

本業務履行に際し、疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上指示に従うものとする。

(不当介入に対する報告・届出等)

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成 24 年 2 月 1 日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市（当該契約を所管する所属長）への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 2 報告・届出は、不当介入等報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- 3 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

(豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出について)

豊中市暴力団排除条例の施行（平成 25 年 10 月 1 日）に伴い、受注者は、契約金額が 500 万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は、提出すること。元請負人の誓約書は、一般競争入札案件については、事後審査の段階で公告に示す日時までに、一般競争入札案件以外については、契約書提出時に、担当課へ提出すること。

下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて担当課へ提出すること。（市ホームページ参照）